

市民税・県民税・所得税等の申告のご案内

申告の受け付けは、2月16日から3月16日までの月曜日から金曜日に行います。市民税・県民税については市役所市民税課へ、所得税等の確定申告については越谷税務署へお問い合わせください。申告期限間近になると、大変混雑します。申告は正しくお早めにお問い合わせください。

市民税・県民税の申告

市民税課 ☎206

申告が必要な方

- ▼平成27年1月1日現在、八潮市に住所がある方
- ▼八潮市に住所はないが、八潮市内に事業所・事務所などを所有している方(個人)
- ▼市民税・県民税の申告が必要かどうかについては、下記の「あなたは必要?市民税・県民税の申告」でご確認ください。

必ず計算してお持ちください

- ▼社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
- ▼障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、または市が発行する障害者控除対象者認定書
- ▼医療費控除を受ける方は、医療費の領収書(原本)と保険などで補てんされた金額が分かるもの(領収書は医療機関ごとに集計し、必ず合計金額を計算してお持ちください)
- ▼印鑑、筆記用具、電卓

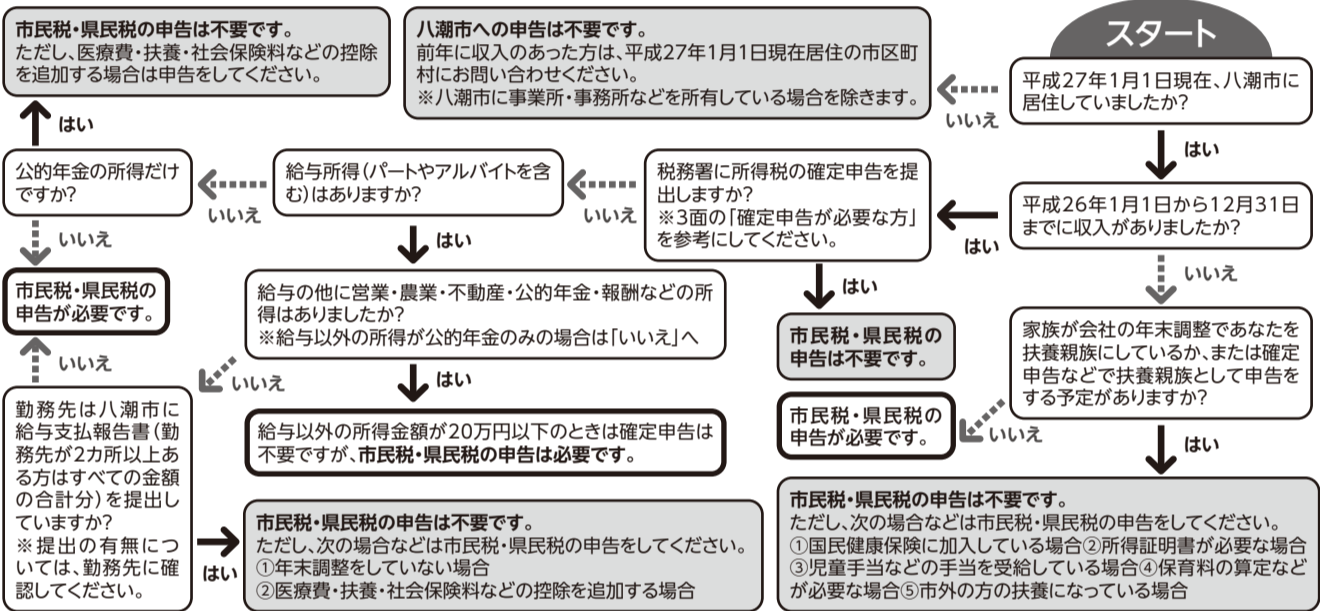
提出方法

- ▼郵送での提出
次の方は郵送による提出が可能です。
▼年末調整が済んでいる源泉徴収票(原本)をお持ちの方で控除の追加、内容の変更がない方
▼源泉徴収票(原本)のみ郵送してください。
- ▼所得がなかった方
▼市民税申告書裏面の「平成26年中に所得のなかった方の記載欄」に記入し、郵送してください。

申告に必要なもの

- ▼平成26年中の所得が分かるもの
- ▼源泉徴収票(原本)
- ▼営業、農業、不動産所得のあった方は、収支の分かる帳簿、領収書など(総収入金額や必要経費などの収支内訳書)

あなたは必要?市民税・県民税の申告



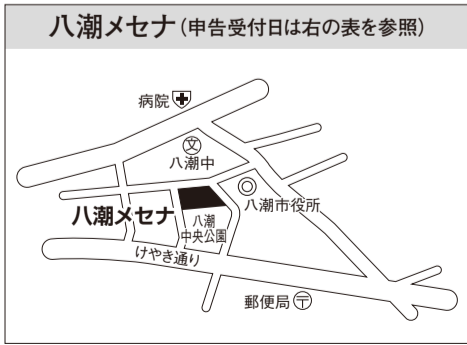
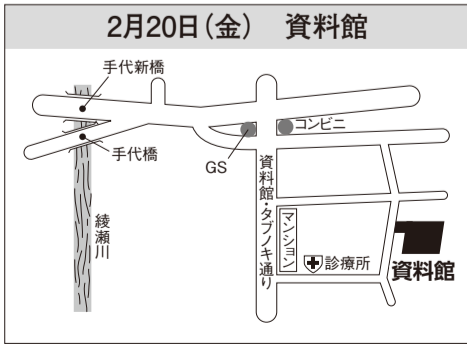
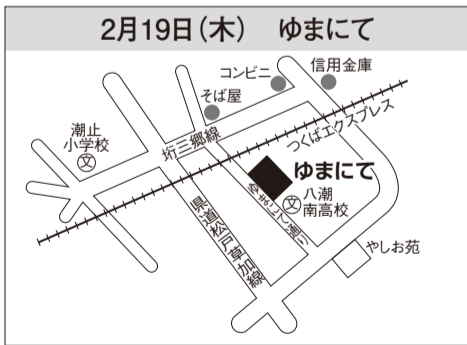
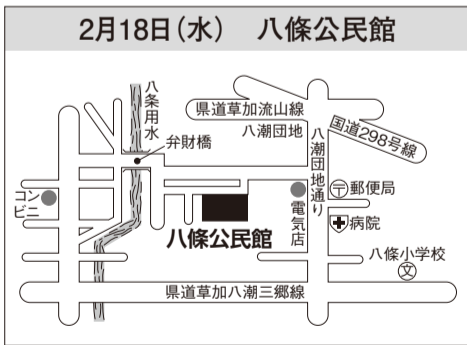
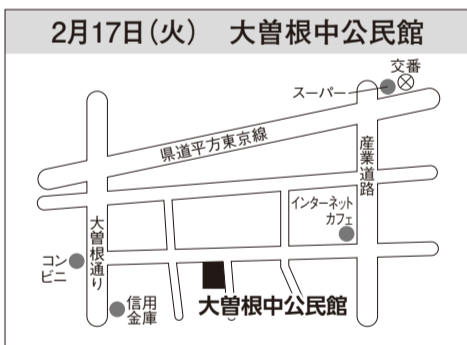
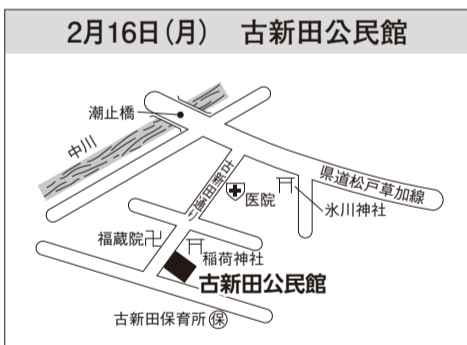
※市民税・県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安ですので、当てはまらない場合があります。

指定の申告会場で申告してください。なお、市民税・県民税の申告会場で、簡易な確定申告も受け付けています。内容は、3面の「市民税・県民税申告会場で受け付けて簡易な確定申告」をご覧ください。

出張申告会場

受付日	受付対象地域	申告会場	受付時間
16日(月)	古新田および受付会場近隣の方	古新田公民館	午前9時30分～11時
17日(火)	大曽根および受付会場近隣の方	大曽根中公民館	
18日(水)	八条および受付会場近隣の方	八条公民館	午後1時30分～3時30分 (受付時間以外は、行っていません)
19日(木)	南川崎および受付会場近隣の方	ゆまにて	
20日(金)	南後谷および受付会場近隣の方	資料館	

各申告会場案内図



八潮メナ会場

受付日	受付対象地域	申告会場・受付時間
23日(月)	緑町1・2丁目	会場 八潮メナ 1階展示室 (開館は午前9時)
24日(火)	緑町3～5丁目	
25日(水)	鶴ヶ曾根	
26日(木)	西袋、柳之宮	
27日(金)	小作田、松之木、伊草、新町	
3月 1日(日)*	平日に来られない方	受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 *3月1日(日)の受付時間は、午前9時～11時です。ご注意ください。 (受付時間以外、行っていません)
2日(月)	八潮1～4丁目	
3日(火)	八潮5～8丁目	
4日(水)	中央1～4丁目	
5日(木)	二丁目、上馬場、中馬場	
6日(金)	木曾根、伊勢野	
9日(月)	大瀬、大瀬(おおぜ)1～6丁目、茜町(あかねちょう)1丁目	
10日(火)	垢、大原、浮塚	
11日(水)～13日(金)	地域指定なし	
16日(月)		

※月曜日は、八潮メナの休館日ですが、1階展示室のみ入場できます。車でお越しの場合は、八潮メナ駐車場が使用できませんのでご注意ください。
※午前中に受け付けられた場合でも、混み具合により、午後から申告開始になることがありますので、ご了承ください。

申告受付日

※各申告会場へのお問い合わせは、遠慮ください。